



2025 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 AHC グループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 荒木 喜貴
(コード番号：7083 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役 経営管理本部長 武藤 輝一
(TEL 03-6240-9550)

自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議し、その具体的な取得方法について決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得の方法

本日、2025 年 10 月 15 日の終値 879 円で、2025 年 10 月 16 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付の委託を行います (その他の取引制度や取引時間への変更は行いません)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文といたします。

2. 取得の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 50,000 株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.37%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 50,000 千円(上限) |
| (4) 取得結果の公表 | 2025 年 10 月 16 日午前 8 時 45 分の取引時間終了後に取得結果を公表いたします。 |

(注 1) 当該株式数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性があります。

(注 2) 取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付を行います。

3. 支配株主との取引等に関する事項

本日の決定に基づき実施する自己株式取得 (以下「本自己株式取得」といいます。) においては、当社の支配株主である当社代表取締役社長荒木喜貴氏がその保有株式の一部 (28,000 株) を売却する予定であり、支配株主との取引等に該当します。

- (1) 「支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」との適合状況
当社が 2025 年 2 月 28 日に公表したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「やむを得ない事情により取引を行う場合には、その取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的な判断に照らし合わせて有効であるか、又、取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に留意しつつ、少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し、取締役会の承認を経た上で実施いたします。」

当社は、本自己株式取得に当たっても、少数株主の利益を不当に害することがないよう、後記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」記載の措置を講じており、かかる対応は上記指針に適合しているものと判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、当社は自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を利用し、取得日前取引日の株価終値での本自己株式取得を行う予定です。

利益相反を回避するための措置に関する事項として、2025 年 10 月 15 日付の取締役会において、支配株主である荒木喜貴氏と特別な利害関係を有しない取締役 5 名及び社外監査役 3 名に対し、当社が、2025 年 10 月 16 日に、支配株主である当社代表取締役社長荒木喜貴氏から、その保有株式の一部を自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を利用して取得する予定であることを説明いたしました。そして、2025 年 10 月 15 日付の取締役会において、利害関係を有する取締役である荒木喜貴氏を除いた、当該取締役 5 名により、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、本取締役会において説明された方法で本自己株式取得を実施するための必要な範囲で、具体的実施に関して必要な事項を当社代表取締役社長荒木喜貴氏に一任いたしました。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本自己株式取得に関する決定に際しては、2025 年 10 月 15 日付取締役会において、独立社外取締役(寺部達朗氏)、常勤独立社外監査役(山口進氏)及び独立社外監査役(河野博紀氏、村山輝紀氏)より、本自己株式取得の決定は、以下のとおり公正性を担保する措置及び利益相反回避措置が取られていることから、少数株主にとって不利益ではない旨の意見を得ております。

- ① 本自己株式取得は、取得時期・方法等に鑑み、資本効率の向上と株主還元の充実に図り、企業価値の向上に資すること等を目的とするものであり、少数株主に対して不利益を与える目的や意図があって実施されるものではないこと。
- ② 会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項についての決議については、利害関係を有する荒木喜貴氏を除いた取締役のみで実施されており、また、代表取締役社長荒木喜貴氏への具体的実施に関して必要な事項の一任は、2025 年 10 月 15 日付の取締役会において説明された方法で本自己株式取得を実施するために必要な範囲に限られており、意志決定過程の公正性の確保、利益相反を回避するための措置が取られていること。
- ③ 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)が利用されることで、価格の公正性が担保され、かつ他の株主にも取引機会が平等に与えられており、取引条件の公正性が確保されていること。

4. その他

自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の取得完了後、2025 年 10 月 17 日～2026 年 1 月 31 日までの期間において、2025 年 10 月 15 日付の取締役会で決議した「取得する株式の総数」の上限(50,000 株)及び「株式の取得価額の総額」の上限(50,000,000 円)から、同日に実施を決定した自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得した株式の総数および取得価額の総額を控除した数量及び金額を上限として、取引一任契約に基づく立会市場における取引による自己株式取得を実施する予定です。

(ご参考) 2025 年 10 月 15 日付の取締役会における自己株式の取得に関する決議内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 50,000 株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.37%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 50,000 千円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2025 年 10 月 16 日から 2026 年 1 月 31 日まで |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付
自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による市場買付 |

以上